

日本バイオ産業人会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、日本バイオ産業人会議(以下「会議」という。)と称する。
[英文名: Japan Association of Bioindustries Executives(JABEX)]

(目的)

第2条 会議は、バイオ産業に関連する組織の長等が、個人の資格と見識をもって協力し、バイオ産業振興に関する対策を強力に推進する事を目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 行政府、立法府その他に対する陳情、請願及び具体的措置の要請
(2) 懇親会、大会の開催
(3) 情報、資料の収集、連絡、文書の配布
(4) その他会議の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第4条 バイオ産業に関連する組織(企業、団体等)の長等をつとめる個人であって、会議の目的に賛同し、入会を認められた者を言う。

(世話人)

第5条 会員の内から世話人を選ぶ。世話人の選任は世話人会が行う。

(入会)

第6条 会議の会員として入会しようとする者は、常任世話人会の承認を得て入会する事が出来る。

(退会)

第7条 会議を退会しようとするものは、所定の退会届を提出しなければならない。

(除名)

第8条 次の事項の一に該当する世話人は、世話人会の議を経て除名する。

- (1) 会議の名誉を毀損した場合
- (2) 会議の規律を乱した場合

第4章 役員等

(役員)

第9条 会議に次の役員と事務局長を置く。

世話人代表 1名

世話人副代表 若干名

常任世話人 若干名

事務局長 1名

(役員等の選任)

第10条 世話人代表、世話人副代表、常任世話人は世話人会において、世話人の中から選出する。事務局長は常任世話人会の議を経て世話人代表が委嘱する。

(顧問)

第11条

1. 会議に最高顧問及び顧問を置くことができる。
2. 最高顧問及び顧問は世話人会において選出する。
3. 最高顧問及び顧問は世話人代表、または常任世話人会の要請により、必要な会議への出席、会の運営・活動に関する助言等を行う。

(任期)

第12条 世話人代表、世話人副代表、常任世話人、最高顧問、顧問の任期は2年とする。選任該当年の大会開催日をもって任期の交代日とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第13条

1. 世話人代表は会議を代表し、業務を統轄する。
2. 世話人副代表は、世話人代表を補佐し、世話人代表に事故のある時は、その職務を代行する。
3. 世話人は、世話人会を構成し、会議の基本方針を協議決定する。世話人は、決定された基本方針に従い、会議の目的達成に協力するよう努める。
4. 常任世話人は、常任世話人会を構成し、常時、世話人代表を補佐し、会議の定めた基本方針に従い、重要業務の遂行にあたる。

第5章 世話人会等

(世話人会)

第14条

1. 世話会は、随時、世話人代表がこれを召集し、その議長となる。
2. 世話会に、世話人本人が出席できない場合は、代理人または委任状をもって、出席に代えることができる。
3. 世話会の決議は、第20条に規定する場合を除き、世話人総数の2分の1以上が出席し、出席者の過半数の同意により成立する。

(常任世話人会)

第15条 常任世話会は、世話人代表がこれを招集し、その議長となる。

第6章 事務局

(事務局)

第16条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

第7章 会費および経費の徴収

(会費)

第17条 会員の会費は1口年間5万円とする。

口数は、原則として複数口とする。

(経費の徴収)

第18条 懇親会、大会等の行事を開催する場合は、世話会で協議して、適宜、経費等を徴収する。

(事業年度)

第19条 会議の事業年度は1年とし、1月1日から12月31日までとする。

第8章 解散または規約の変更

第20条 会議の解散または規約の変更は、世話会において決議するものとし、決議は、世話人の3分の2以上の出席がある場合において、出席世話人の3分の2以上の同意による。